

# 業務部速報

No. 19

発行 15. 7. 24

JR東労組 業務部

申4号

「電気開閉におけるビルテックへの建設勘定工事業務の委託拡大」に関する申し入れ

## 第1項 JR本体で技術継承が出来る体制及び現場設備の把握について

- ・施策実施にあたり、立会が減少した時間を活用し別に現場を出る機会をつくっていく。
- ・現場設備の把握については、保全会議を活用しBTの施工内容をJR側に伝えていく。

## 第2項 「メンテナンス体制の改善」で切り離した確認メモの実施にあたっての課題及び今後の考え方について

- ・試行で進めてきたが、実際に工事が行われるかわからない中で、事前の立会を行った場合の対応や支払いなどの課題が解消されていない。
- ・今後のスケジュール等見通しは経っていない。実施にあたっては確認メモに基づき労使議論を行っていく。

## 第3項 施策実施にあたり、関係支社及び関係技術センターの要員削減、出向及び人事交流のあり方について

- ・今回の施策にあたり関係支社・技術センターからの出向・人事交流は行わない。

### 【人事交流について】

組合会社 ビルテックの要員不足に伴う人事交流は行わないこと！

確認

人事交流の趣旨とは異なるため、BTの要員補充のために人事交流は行わない。

## 第4項、第5項 対象設備及びビルテックにおける材料手配について

【通信】電話装置、放送装置、自動火災報知器、通信電源装置

【配電】蓄電池、非常用発電機、電動ポンプ、高圧開閉器、配電盤（遮断器）、分電盤、ホーム照明  
低圧電源切替器（静止・電磁型）、低圧配電盤、配電線等支持物、電気掲示器、消化ポンプ

- ・材料の手配については、ビルテックで支給か業材かを判断する。

## 第6項 線路閉鎖・停電等の保安打合せの体制・監督員の役割について

- ・JRの監督員は線路閉鎖等について、「鉄道事業者としてお客様と列車の運行を守るために」チェックを行うが、ビルテックの監督員は、作業体制についてのチェックは行うが、線路閉鎖等のチェックは鉄道施設管理責任があるJRが行うため不要である。

委託拡大にあたり監督員の業務がJRとビルテックで内容に違いが生じていることを指摘！

再度ビルテックの監督員業務について資料の提出を求める！！

## 第7項 ビルテック単独での施工体制確立に向けて関係主管への周知について

- ・今回の施策の実施にあたり、発生している問題など踏まえ支社に伝えていく。

## 第8項 ビルテックの得意下調書作成及び手戻りを防ぐための対策について

- ・本店から支店へJRのOBが指導をしてきている。
- ・財産原簿については、ビルテックに施工する際、技セから関係するデータを渡す。財産原簿の受け渡しは通達の修正を行いフローに追加する。
- ・手戻りが発生した場合は、ビルテックの担当者を集め勉強会等を行っていく。

## 第9項、第10項 施策実施にあたっての地本一社間での議論及び問題発生時の対応について

- ・確認メモに基づき地本一社間でも議論を行っていく。
- ・施策実施後に問題が発生した場合は改善、必要な見直しを行っていく。

確認

安全を第一に技術・技能が継承できる業務体制を確立しよう！